

振込送金先登録・削除申込書のご案内

お客様各位

拝啓 平素よりシティバンクをご利用いただき、誠にありがとうございます。必要事項をご記入の上、お手数ですが弊行取引支店へご来店いただくか、もしくはご郵送ください。ファクシミリおよびEメールでのご返信はお受けしていません。尚、ご記入に際しましては、弊行にご登録のご署名、またはご登録のご印鑑の捺印をお願いいたします。お一人のお客様につき、送金先は国内、海外あわせて36件まで登録できますので3件以上登録されたい場合は用紙をコピーしてお使いください。

本紙をご返送いただく前に、必ず保管用に控えをお取り下さいますようお願いいたします。

郵送先：〒900-8695 那覇支店私書箱第401号
シティバンク銀行株式会社 オペレーション・センター行

敬具

シティバンク銀行株式会社
個人金融部門

注意事項

下記注意事項をよくお読みの上、申込書にご記入ください。ご記入内容に不備がある場合には、申込書をご返却いたしますのでご了承ください。

この申込書は送金先の事前登録、または登録の削除を行うためのものです。お取引の実行は、ご登録後、インターネットバンキングシティバンク オンラインをご利用いただくかシティホン バンキングにお電話の上ご指示ください。以前登録されたものを変更される場合には、一旦、すでに登録されている振込先を削除の上、新たに登録をお願いいたします。

ご登録完了には申込書が弊行に到着後、約一週間かかります。お急ぎの場合には最寄りのシティバンク支店窓口にてご送金ください。コルレス先がない銀行への送金登録、他行への口座開設目的の送金登録、経済制裁対象国への送金登録など、ご登録いただけない場合もございますのでご了承ください。

海外送金では、受取銀行または中継銀行が手数料を徴収する場合があります。

ご登録は、国内、海外あわせて36件までです。

送金にあたっては、送金依頼人であるお客様の口座番号、口座名義、住所が送金先に通知されます。予め、ご了承いただいたうえで、海外送金を依頼してください。

以下のご送金をご登録いただけませんので、ご注意ください。

国内外貨建/非居住者円送金

シティバンク法人部門の口座(10桁/本店・大阪支店)

シティカードジャパン株式会社口座(クレジットカード支払専用口座)

ワールドキャッシュカード口座

国内送金先登録・削除申込書

シティバンク銀行株式会社御中

お申込日 年 月 日

私/私達は注意事項及び別紙(振込/送金取扱規定)に同意し、下記口座への振込/送金の登録(削除)を依頼いたします。

フリガナ お名前			お届出印またはお届出サイン	
お取引支店	マルチマネー口座番号	9		

説明書をご参照の上、太枠の中にご記入ください。記入事項を訂正される場合には訂正箇所を二重線で抹消し、お届出印、または、お届出のサインをご記入ください。修正液、修正テープ等はご使用いただけませんのでご注意ください。ご登録は、国内、海外あわせて36件までです。

1 お選びください。 <input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 削除				
①受取人名	フリガナ カタカナでご記入ください。			
	お名前	口座名義を略さずご記入ください。		
②受取金融機関名	該当するものに をしてください。 銀行 ・ 信金 ・ 信組 ・ 労金 ・ 農協			
③支店名	フリガナ	該当するものに をしてください。 支店 ・ 出張所		
④口座種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	以下の送金をご登録いただけませんのでご注意ください。 国内外貨建/非居住者円送金 シティバンク法人部門の口座(10桁/本店・大阪支店) シティカードジャパン株式会社口座 (クレジットカード支払専用口座) ワールドキャッシュカード口座		
⑤口座番号	左づめでご記入ください			
⑥備考				

2 お選びください。 <input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 削除				
①受取人名	フリガナ カタカナでご記入ください。			
	お名前	口座名義を略さずご記入ください。		
②受取金融機関名	該当するものに をしてください。 銀行 ・ 信金 ・ 信組 ・ 労金 ・ 農協			
③支店名	フリガナ	該当するものに をしてください。 支店 ・ 出張所		
④口座種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	以下の送金をご登録いただけませんのでご注意ください。 国内外貨建/非居住者円送金 シティバンク法人部門の口座(10桁/本店・大阪支店) シティカードジャパン株式会社口座 (クレジットカード支払専用口座) ワールドキャッシュカード口座		
⑤口座番号	左づめでご記入ください			
⑥備考				

銀行使用欄

CIF		Maker	Verify	Input 1	TT No	AU 1	Input 2	TT No	AU 2
-----	--	-------	--------	---------	-------	------	---------	-------	------

ファクシミリ、E-mailでのご返信はお受けしていません

振込送金先登録・削除申込書のご案内

振込規定(抜粋部分)

1 (適用範囲)

振込依頼書または当行の振込機による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

3 (振込契約の成立)

(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

(2) 振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピューター・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込資金受取書または利用明細票(以下「振込資金受取書等」といいます。)を交付しますので、依頼内容を確認して下さい。ただし、振込機による振込の場合は請求があった場合のみ振込資金受取書等を交付します。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

5 (証券類による振込)

(1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。

(2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めるときは、その旨を表示した振込資金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。

(3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

(4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。

(5) 提出された振込資金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたと、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6 (取引内容の照会等)

(1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

(2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

7 (依頼内容の変更)

(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。

当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。

(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8 (組戻し)

(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。

組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻し依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。

当行は組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。

(2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。

(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

11 (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

14 (法令・規則等の遵守)

本規定に優先する法令又は法令に基づく命令、規則等がある場合は、本規定に拘らずそれらが適用されるものとします。